

福島復興再生特別措置法

(平成24年3月31日施行)

原子力災害からの復興・再生

福島復興再生基本方針

(平成24年7月13日閣議決定)

(避難地域の復興) グランドデザイン

国が取り組む施策の方向性
(平成24年9月4日復興大臣決定)

即して
作成

- ・産業振興・雇用創出プラン
- ・農林水産業再生プラン

【重点推進計画】

- ◎県が作成、国が認定
→主に県が行う取組を記載
- ◎県全域を対象
- ◎新たな産業の創出等
- 1 重点推進事業
 - (1)再生可能エネルギー
関連産業の創出
 - (2)医療関連産業の創出
 - (3)先導的な施策への取組
 - ①環境創造センター
 - ②浜地域農業再生研究センター
 - ③会津大学復興支援センター
- 2 実施を確保するための措置
 - (1)工場用地の無償譲渡
 - (2)企業立地の促進等

法律
効果

法律
効果

【産業復興再生計画】

- ◎ 県が作成、国が認定
→主に県が行う取組を記載
- ◎ 県全域を対象
- ◎ 産業全般の復興・再生
- 1 取組の内容
 - 【区域別】 ①避難解除等区域、
②将来的な住民の帰還を
めざす区域、③県内全域
 - 【産業別】 ①農林水産業、
②中小企業、③観光振興
- 2 産業復興再生事業(規制の特例)
 - ①通訳案内士、②地域団体商標
 - ③新品種育成、④小名浜港埠頭
- 3 復興特区制度(課税の特例)活用
 - ①製造業、②観光産業、③農林漁業

【避難解除等区域復興再生計画】

- ◎ 県が申出、国が策定
→主に国が行う取組を記載
- ◎ 解除区域を主に対象
- ◎ 生活環境等全般の再生
- 第1部 全般的事項
 - ①公共インフラの復旧
 - ②生活環境の復興・再生
 - ③放射線対策の強化
 - ④地域を支える産業の再生
 - ⑤農林水産業の再生
 - ⑥状況に応じた生活の再建
- 第2部 広域的な地域整備
広域的な施設の整備等
- 第3部 市町村ごとの計画